

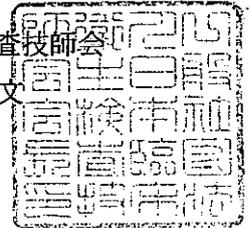


26日臨技発第514号

平成27年3月28日

都道府県臨床(衛生)検査技師会会長 各位

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会  
会長 宮島 喜文



検体採取等厚生労働省指定講習会の受講促進及び  
講習会修了者の医療現場の実践の促進について (ご依頼)

謹啓

貴会には、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(以下「医療介護総合確保推進法」という。)(平成26年法律第83号)第14条により臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の一部改正及び臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)の一部改正され、本年年4月1日から臨床検査技師の業務に検体採取並びに嗅覚検査及び味覚検査を追加されました。(別添1)

検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないとされており、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを、厚生労働省告示第49号平成27年3月9日厚生労働大臣塩崎恭久で告示指定されました。(別添2)

つきましては、貴会におかれましては本告示等の趣旨をご了知いただき、貴会所属会員の皆様方が受講されるよう宜しくお願いいたします。

なお、講習会の修了者に対しては、厚生労働省医政局長と本職連名での「修了証書」を交付致しますので、講習会修了者に対しては医療現場で積極的に検体採取業務に就くよう促していただきますようお願いいたします。

また、本会独自に作成致しました「修了者バッジ」については、臨床検査技師への業務追加と講習会修了者であることをお示しすることも考えていますので、検体採取業務に就く場合「修了者バッジ」の着用方併せて周知の程宜しくお願いいたします。

なお、同様の通知を別添3の関係団体にも発出していますので、御承知ください。

謹白

● 検体採取の追加業務

○ 臨床衛生検査技師等に関する法律関係

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床衛生検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取(以下単に「検体採取」という。)を業として行うことが可能になりました。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為(生検のためにこれらを採取する行為は除く)
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為
- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

● 臨床検査技師等に関する法律第2条で臨床検査技師の業務とされている「厚生労働省令で定める生理検査」として、以下の検査が追加された。

○ 臨床検査技師法等に関する法律施行規則関係

- ① 基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査(静脈に注射する行為を除く。)
- ② 電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

平成27年3月9日 月曜日 官 報

<p>防研141</p>	<p>○厚生労働省告示第四十九号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。</p> <p>平成二十七年三月九日 厚生労働大臣 塩崎 恭久</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。</p>	<p>事者研修 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修</p> <p>人山梨県ベ ストコント ール協会</p>	<p>市徳行三 目九番二 八号</p>
<p>防研141</p>	<p>○厚生労働省告示第四十九号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第三十二条第一項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修を次のように定める。</p> <p>平成二十七年三月九日 厚生労働大臣 塩崎 恭久</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修</p> <p>地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修は、同法第十四条の規定による改正後の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十一条に規定する検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものとする。</p>	<p>事者研修 規則第二十九 条第四号ロに 規定する研修</p> <p>一般社団法 人茨城県ベ ストコント ール協会</p>	<p>茨城県水 市元吉田 一七三六 地の八</p>

● 指定講習会の受講義務者

- 医療介護総合確保推進法附則第32条1項において
  - ・平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者
  - ・平成27年4月1日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって平成27年4月1日後に臨床検査技師の免許を受けた者
- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律に関する法律附則第32条第1項の規定に基づく厚生労働大臣が指定する研修について」(平成27年3月18日医政発0318 第19号厚生労働省医政局長通知)で定める臨床検査技師
  - ・養成課程において検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師は医療安全の確保から、あらかじめ、研修を受ける必要がある。

〒143-0016 東京都大田区大森北4-10-7  
 TEL 03-3768-4722 FAX 03-3768-6722  
 Mail [jamt@jamt.or.jp](mailto:jamt@jamt.or.jp)  
 担当執行理事 丸田秀夫 事務局 篠崎隆男

- ① 会員施設長
- ② 一般社団法人 日本病院会 堺 常雄会長 宛
- ③ 公益社団法人 全日本病院協会 西澤 寛俊会長 宛
- ④ 公益社団法人 日本精神科病院協会 山崎 學会長 宛
- ⑤ 一般社団法人 日本医療法人協会 日野 頌三 会長 宛
- ⑥ 公益社団法人 日本医師会 横倉 義武会長 宛
- ⑦ 公益社団法人 日本看護協会 坂本 すが会長 宛
- ⑧ 設立母体別団体技師会
- ・全国国立大学臨床検査技師会
  - ・国立病院臨床検査技師協会
  - ・私立医科大学病院臨床検査技師会
  - ・日本赤十字社臨床検査技師会
  - ・全国社会保険病院臨床検査技師会
  - ・全国労災病院臨床検査技師会
  - ・全日本民主医療機関連合会 検査部門委員会
- ⑨ 一般社団法人 日本衛生検査所協会 伊達 忠一 会長 宛
- ⑩ 一般社団法人 日本臨床検査医学会 村田 満 理事長 宛
- ⑪ 日本臨床検査専門医会 佐守 友博 会長 宛